

八郎潟町社会福祉協議会居宅介護支援事業所

重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援の開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約、ご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人八郎潟町社会福祉協議会
事業者の所在地	秋田県南秋田郡八郎潟町字家ノ後23番地の3
法人種別	社会福祉法人
代表者名	伊藤 則彦
電話番号	018-875-3871
指定年月及び指定番号	平成12年4月1日 指令高福-1590-8

2. ご利用の事業所

事業所の名称	社会福祉法人八郎潟町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
事業所の所在地	秋田県南秋田郡八郎潟町字家ノ後23番地の3
管理者の氏名	藤井範子
電話番号	018-875-3555
ファクシミリ番号	018-875-3872
指定事業所番号	0572301992

3. 事業の目的と運営方針

(目的)

八郎潟町社会福祉協議会居宅介護支援事業所は、介護保険法に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を送れるよう、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。

(運営方針)

- (1) 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して行うものとします。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとします。
- (3) 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとします。

(4) 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとします。

4. 職員の種類、及び職務内容

職務	職務内容	職員数
管理者(介護支援専門員兼務)	事業所の代表として、業務の総括にあたります。	1名
介護支援専門員	居宅介護支援サービスを提供します。	2名

5. 営業日

営業日	毎週月曜日から金曜日(祝日及び12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	午前8時30分から午後5時30分(ただし、電話等で24時間連絡可能な体制とします。 連絡先： 090-5189-1871

6. サービス内容

①居宅サービス計画の作成

※ 居宅サービス計画の作成までの手順は次の通りです。

- ・自宅を訪問し、利用者や家族からのお話を伺います。
- ・利用者の了解を得て、主治医の意見をお尋ねすることがあります。
- ・介護支援専門員を中心にサービス担当者会議を開催し検討します。
- ・居宅サービス計画の内容、利用料、保険の適用など一切をご説明し、了解を得ます。

②情報の提供

- ・要介護認定の申請や変更の代行をします。
- ・関係機関との連絡調整を図ります。
- ・給付管理票の作成・提出をします。

※ 毎月、国民健康保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化を防ぐために適切に行います。

居宅介護支援の提供は懇切丁寧に行い、わかりやすいように説明を行います。ご不明な点がございましたら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。

7. 身分証携帯義務

介護支援専門員は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

8. 担当職員の変更

利用者はいつでも担当の職員の変更を申し出ることができます。その場合、変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。

当事業所は、事前に利用者の了解を得て、担当の職員を変更することがあります。

9. 計画書等の交付

居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類が必要な場合は、いつでも交付いたしますので、お申し出下さい。

10. 通常の事業の実施地域

○八郎潟町内、五城目町、井川町、潟上市の一部(飯田川)

11. 相談窓口、苦情対応

八郎潟町社会福祉協議会 苦情対応窓口	苦情解決責任者 藤井 範子 電話 018-875-3871 対応時間 月曜日～金曜日（午前8：30～午後5：30）
	・八郎潟町役場健康福祉課 所在地 八郎潟町字大道80番地 電話 018-875-5808 対応時間 月曜日～金曜日（午前8：30～午後5：15）
	・五城目町役場健康福祉課 所在地 五城目町西磯ノ目一丁目1-1 電話 018-852-5107 対応時間 月曜日～金曜日（午前8：30～午後5：15）
市町村介護保険相談窓口	・井川町役場町民課健康福祉班 所在地 井川町北川尻字海老沢樋ノ口78-1 電話 018-874-4417 対応時間 月曜日～金曜日（午前8：30～午後5：15）
	・潟上市役所長寿社会課 所在地 潟上市天王字棒沼台226番地1 電話 018-853-5323 対応時間 月曜日～金曜日（午前8：30～午後5：15）
秋田県国民健康保険団体連合会	所在地 秋田市山王四丁目2番3号 電話 018-883-1550 対応時間 月曜日～金曜日（午前9：00～午後5：00）

1 2. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、県及び秋田地域振興局、利用者の家族、その他関係機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。そして、事故発生の事実を正確に記録・調査し、利用者の家族等に事故発生状況やその後の対応について説明します。

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 3. 個人情報の保護

事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部へ情報提供については利用者又は家族の同意をあらかじめ書面により得るものとします。業務上知り得た利用者又は家族の情報は、漏洩致しません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

1 4. 利用者自身によるサービスの選択と同意

①利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選択理由の説明を求めることができます。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めるうことなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

②末期のがんと診断された場合であって、日常生活上の障害が1ヶ月以内に出現すると主治の医師等が判断した場合、利用者またはその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービスの変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者的心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々の状態に即したサービス内容の調整等を行います。

1 5. ケアマネジメントの公正中立の確保

居宅介護支援においては、一定の居宅サービス事業所に不当に偏することなく公正中立を図り質の高いケアマネジメントを提供いたします。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護・地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を別紙にて説明いたします。

16. 居宅介護支援における法廷代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとします。全額保険給付されますので原則として利用者負担はありません。

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をし同意を得て、交付しました。

令和 年 月 日

事業所 所在地 秋田県南秋田郡八郎潟町字家ノ後23番地の3

事業所名 社会福祉法人 八郎潟町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
(管理者 藤井 範子)

説明者職名 介護支援専門員 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

家族等 住所 _____

氏名 _____ 印 利用者との関係 ()